

**「横浜市開発事業の調整等に関する条例の手引き」第2編第2章第3節
開発事業の計画の同意等 条例第18条第2項第5号(雨水流出抑制施設) 改定後**

■ 第5号(雨水流出抑制施設)

【解説】

市街化の進展による降雨の流出増に伴い、河道等の整備による浸水被害の防止が困難な状況にあります。

このため、河道への負担を増加させない措置が必要な河川流域内において開発事業を行う場合は、開発事業区域内に雨水調整池等の雨水の流出を抑制する施設を設置することとしています。

【基準】

- 1 設置する雨水調整池その他の洪水の発生を防止するために雨水の流出を抑制する施設（以下「雨水流出抑制施設」という。）の種類は開発事業区域の面積に応じて次のとおりとする。
 - (1) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール未満の場合は、雨水浸透ます及び雨水浸透管とする。
 - ア 雨水浸透ます：雨水流出抑制施設のうち、ますの底面や側面に浸透孔を有するもの、または浸透性の空隙を有するもので、その底面や側面を碎石で充填し、集水した雨水を地中に浸透させるものをいう。
 - イ 雨水浸透管：雨水流出抑制施設のうち、有孔または透水性の空隙を有する管の周囲を碎石で充填し、流入した雨水を地中に浸透させるものをいう。
 - (2) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の場合は、雨水調整池とする。ただし、雨水流出量を調整するためのオリフィスを有する雨水を一時貯留する施設で雨水調整池以外のもの（雨水貯留施設）、雨水浸透ます又は雨水浸透管で、市長が雨水調整池と同等の機能を有すると認めるものの設置に代えることができる。
 - ア 雨水調整池：雨水流出抑制施設のうち、雨水を一時貯留する池構造のもので、雨水流出量を抑制する機能（オリフィス）を有し、貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。
 - イ 雨水貯留施設：雨水調整池以外の雨水流出抑制施設のうち、雨水を一時貯留し雨水流出量を抑制する機能（オリフィス）を有し、かつ貯水位の異常な上昇を防止するため自由越流式余水吐きが設けられているものをいう。
 - (3) 開発事業区域の面積が0.3ヘクタール以上の場合は、雨水調整池とする。
- 2 雨水流出抑制施設を設置するための施設計画基準は、次のとおりとする。
 - (1) 雨水調整池等の洪水調節方式は、自然流下方式とする。
 - (2) 雨水流出量は、合理式によるものとし、次式により算定する。
$$Q_p = 1 / 360 \times f \times r \times A$$

Q_p ：雨水流出量（m³/sec）

f ：流出係数

r ：降雨強度（mm/hr）

A ：開発事業区域の面積（ha）
 - (3) 開発後流出係数については $f = 0.85$ とする。
 - (4) 計画対象降雨については、横浜地方気象台の降雨強度～継続時間曲線（以下「確率降雨強度曲線」という）によって求めるものとし、30年確率降雨を使用するものとする。ただし、将来改修計画が30年確率降雨未満の河川流域については10年確率降雨を使用するものとする。

ア 降雨波形は中央集中型降雨波形を用いるものとし、使用する降雨継続時間は24時間とする。
 イ 雨水調整池等の対策貯留量を算定するために用いる計画対象降雨の単位時間は、10分単位とする。

ウ 確率降雨強度式は次のとおりとする。なお、10分単位雨量は、別表-1, 2による。

$$30\text{年確率} : 2,731 / (t^{0.77} + 13.4)$$

$$10\text{年確率} : 1,452 / (t^{0.70} + 7.5)$$

(5) 対策貯留量の算定

ア 規則第16条第2項に基づく対策貯留量の算定は次により求めるものとする。

$$dv / dt = Q_{in}(t) - Q_{out}(t)$$

$Q_{in}(t)$: 雨水流入量 (m³/sec) : 計画降雨×開発後の流出係数×
 (開発事業区域の面積-ウの面積)

$Q_{out}(t)$: 放流量 (m³/sec) : 開発事業区域から放流先となる河川の流域ごとに市長が定めた数値以下とする。

$$[H(t) \leq 1.2D] \quad Q_{out}(t) = c' \cdot a^{1/2} \cdot H^{3/2}$$

[1.2D < H(t) < 1.8D] H=1.2D、H=1.8Dの $Q_{out}(t)$ を直線近似

$$[H(t) \geq 1.8D] \quad Q_{out}(t) = c \cdot a \cdot \{2g(H-1/2 \cdot D)\}^{1/2}$$

v : 対策貯留量 (m³)

c、c' : オリフィスの流出係数 c=0.6、c'=1.8

a : オリフィスの断面積 (m²)

H(t) : オリフィス底から水面までの高さ (m)

D : オリフィスの径 (m)

g : 重力の加速度 (9.8 m/sec²)

t : 時間 (sec)

イ 規則第16条第2項第1号に基づく「河川の流域ごとに市長が定める量」は次のとおりとする。

(単位 : m³/sec/ha)

水系	区域	許容放流量 (1haあたり)
鶴見川	全域	0.059
境川	本川流域	0.020
	柏尾川流域	0.053
帷子川	今井川流域	0.066
	くぬぎ台川流域	0.110
	中堀川流域	0.147
	中堀川合流部～上流部	0.077
宮川	河口～右支川	0.113
	右支川上流	0.065
侍従川	全域	0.073
大岡川	全域	0.037

ウ 対策貯留量の算定にあたって、開発事業区域内に、緑の環境をつくり育てる条例（昭和48

年6月20日横浜市条例第47号)第8条(緑地の保存等に関する協定)の規定による協定を締結する緑地がある場合は、その部分の面積を対策貯留量算定にあたっての開発事業区域の面積から除くことができる。

エ (5)アにより算定した量が次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる量を超える場合は、次表に定める数値に対策貯留量算定のための面積を乗じて得られる容量とすることができる。(次表の開発事業区域の面積は、ウにおける協定区域等の部分を含んだ面積である。)

開発事業区域の面積	5ha 以上	0.3ha 以上 5ha 未満	0.1ha 以上 0.3ha 未満
数値	720m ³ /ha	540m ³ /ha	270m ³ /ha

※ 境川流域の市街化調整区域内における1ヘクタール以上の開発事業については、それぞれの総合治水対策協議会との調整を要します。

オ 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール未満の開発事業については、画地ごとに雨水浸透管、雨水浸透ますを設置する。

(6) 第18条第2項第5号ただし書の規定により、市長が雨水流出抑制施設を設ける必要がないと認める場合は、次のとおりとする。

ア 河川の整備が進捗し、市長が洪水の発生のおそれ軽減したと認める別記-1の区域とする。

イ 従前に完了した開発事業により、当該開発事業区域の面積を考慮した雨水流出抑制施設が設置されている場合。

ウ 開発事業区域の面積0.1ヘクタール未満の場合で、雨水浸透ますの設置が不相当と市長が認めた場合。

(7) 雨水浸透ます及び雨水浸透管の設置計画にあたっての配慮すべき事項は、次のとおりとする。

ア 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条に規定する急傾斜地崩壊危険区域へは設置しないこととする。

イ 宅地造成等規制法第3条に規定する宅地造成工事規制区域のうち、がけ等のように法面崩壊の危険性が高い区域については設置しないこととする。

ウ 雨水浸透効果が期待できない区域については設置しないこととする。

エ 車道等の沈下の影響が大きい区域については設置しないこととする。

オ アからエまでの区域以外で、法面の安定性が損なわれる区域については設置しないこととする。ただし、安定対策を行い、十分に安定であることが確認された場合には、設置対象区域に含めることができる。

(8) 開発事業区域の面積が0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満の開発事業において、雨水浸透管、雨水浸透ますを設置する場合は次によるものとする。この場合、基準浸透量については、(社)雨水貯留浸透技術協会編「雨水浸透施設技術指針(案)」により計算し、換算貯留量については、設置施設の基準浸透量と空隙量の合算で求めるものとする。

$$Q_f = k_0 \times K_f \times 1 \text{ hr} \times C_1 \times C_2$$

Q_f : 設置施設の基準浸透量 (平方メートル/個) C_1 : 影響係数 (地下水位) 0.9

k_0 : 土壌飽和透水係数 (m/hr) (当面、算定にあたっては、0.05m/hr とすることができる。) この場合の換算貯留量は別表-3とする。

C_2 : 影響係数 (目づまり) 0.9 K_f : 設置施設の比浸透量 (m²)

3 雨水流出抑制施設を設置するための構造基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水調整池等には、洪水を処理するための余水吐きを設けることとする。余水吐きは、原則として、100年に1回起こるものと想定される洪水ピーク流量の1.2倍とすること。

$$\text{異常洪水量} = 1.2 \times Q_p$$

$$\text{洪水ピーク流量 } Q_p = 1 / 360 \times f \times r \times A$$

f : 流出係数 r : 降雨強度 A : 流域面積 (ha)

$$(100 \text{ 年確率降雨強度}) \quad r = 4811 / (T^{0.83} + 21.7)$$

r : 流達時間内の降雨強度 (100年確率降雨強度式)

$$T : \text{流達時間} = \text{流入時間} + \text{流下時間} = T_1 + T_2$$

T₁ : 流入時間 (7min)

$$T_2 : \text{流下時間} \quad T_2 = L / W$$

$$W : \text{洪水伝播速度 (km/hr)} \quad W = 72 \times (H / L)^{0.6}$$

H : 標高差 (km) L : 流路延長 (km)

(2) オープン式の貯留施設の非越流部天端高さは、余水吐きから規定する流量を流下させるのに必要な水位に原則0.6メートルを加えるものとする。また、地下式の雨水調整池では、原則0.3メートルを加えるものとする。

(3) 放流施設は、放流管設計流量を安全に処理できるものとし、次の条件を満たす構造とする。

ア 放流孔径 (オリフィス径) は、最大放流量が0.069m³/sec/haを上回らない孔径とする。なお、流木、塵芥等によって閉塞しないよう最小孔径は3センチメートルとする。

イ 流入部およびオリフィス部に泥だめを設置しなければならない。

ウ オリフィス及びオリフィス前面に設置するスクリーンの材質は、ステンレス製とし、スクリーンの形状は維持管理用の開閉装置が施され、かつ、必要な厚みのある縦型とし、その高さは、余水吐き越流堰き天端までとする。

エ 放流施設には、ゲート、バルブなどの、水位、流量を人為的に調節する装置を設けてはならない。

オ 放流管は、放流管設計流量に対して、のみ口部を除き、自由水面を有する流れとなる構造とする。

カ 放流管は、地山地盤内に切り込んで設置することを原則とし、外圧や不等沈下に対して十分に耐え、管内からの漏水および管外の浸透流の発生を防止できる構造とし、施工上においても十分な処理をしなければならない。

キ 放流施設等の設置については、「横浜市下水道設計標準図」によるものとする。

(4) 流入管から池底までの高さが0.6メートルを超える場合には副管を設置する。

(5) 池底部には導水溝を設置する。導水溝底はオリフィス・センターより上に設置する。

(6) 池底部は原則として表面処理をおこなう。

(7) 点検口等、施設の管理上必要な箇所に足掛金物を設置すること

(8) 土地利用計画上、やむを得ず雨水調整池と駐車場等の機能を兼ねるような表面貯留式の場合は、次の条件を満たす構造とする。

ア U字溝等を併用することにより主たる容量をまかない、雨水貯留部の機能をできる限り損なわない構造とする。

イ 駐車場部分の水深は最大10センチメートルを超えないものとする。

ウ 表面は、原則として透水性舗装によるものとする。

(9) 雨水浸透ます及び雨水浸透管は、浸透機能が効果的に発揮されるよう、施設の浸透機能の確保、

目詰まり防止等に配慮した構造とする。

4 雨水流出抑制施設の付属施設の基準は、次のとおりとする。

(1) 雨水流出抑制施設には、次の付属施設を設置すること。

ア 開発事業区域の面積が 0.1 ヘクタール以上の場合、雨水流出抑制施設の概要を明記した本市の定める看板を設置すること。

イ 雨水調整池および雨水貯留施設には、水位観測施設として水位を観測できる水位標を設置すること。

ウ 公衆災害を防ぐための安全対策を講ずること。

(2) オープン式の雨水調整池の場合は、次の付属施設を設置すること。

ア 原則、雨水調整池の周囲に管理用通路を設け、転落防止柵を設置すること。また、池底部への斜路または階段を設置すること。

イ 原則、敷地境界にフェンス（エキスパンドまたは縦格子）を設置すること。

(3) 地下式の雨水調整池の場合は、次の付属施設を設置すること。

ア 余水吐き室及び貯留部上部に管理人孔を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。また、昇降施設として原則、階段を設けることとし、手すりはステンレス製とすること。

イ 明かりとりまたは照明設備を設置すること。

ウ 原則として柱構造とする。やむを得ず隔壁を設ける場合は、人通口等（横 0.6m×縦 0.8m）を設置し、維持管理に支障のない構造とすること。

エ エアー抜き設備を設置すること。

オ やむを得ず地下空間内へ配管する場合は、余裕高の範囲内について認めるものとし、ステンレス鋼管等によるサヤ管方式を原則とする。

(4) 地下式の雨水貯留施設の場合は、次の付属施設を設置すること。

ア 貯留施設内への土砂等の流入を防ぐため、沈砂施設を設置すること。

イ 貯留施設内に堆積土砂の排出施設を設置し、管理人孔を設置すること。

ウ エアー抜き設備を設置すること。

【その他】

- 1 この条例により設置された雨水調整池および雨水貯留施設については、工事完了後、本市と施設の管理に関する協定を締結し、所有者が管理するものとします。
- 2 この条例により設置された雨水浸透ます及び雨水浸透管は、施設の有する浸透機能を継続的に保持するため、点検・清掃等の適切な維持管理に努めてください。
- 3 特定都市河川浸水被害対策法（平成 15 年法律第 77 号）の規定に該当する行為については、別途許可等が必要となります。

【施行期日】

1 施行期日

この基準は、平成 25 年 7 月 1 日から適用する。

【施行期日】

1 施行期日

この基準は、平成 26 年 7 月 1 日から適用する。

横浜市開発事業の調整等に関する条例	雨水流出抑制施設の設置基準
-------------------	---------------

～雨水流出抑制施設設置解除区域～

注) 各区町名表示のうち、(一部)と記述されている場合、設置除外区域の境界線が町域を分断しているため、詳細確認が必要です。そのため、別途、道路局河川部河川計画課（開発協議担当）の窓口でご確認ください。

【鶴見区】

朝日町(アサヒチョウ) 1丁目・2丁目
 安善町(アンゼンチョウ) 1丁目・2丁目
 市場上町(イチバカミチョウ)
 市場下町(イチバシモチョウ)
 市場西中町(イチバニシナカチョウ)
 市場東中町(イチバヒカシナカチョウ)
 市場富士見町(イチバフジミチョウ)
 市場大和町(イチバヤマトチョウ)
 潮田町(ウシタダチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
 江ヶ崎町(エカサキチョウ)
 扇島(オウギシマ)
 小野町(オノチョウ)
 梶山(カシヤマ)一丁目(一部)
 梶山(カシヤマ)二丁目(一部)
 上末吉(カミエヨシ)一丁目
 上末吉(カミエヨシ)二丁目
 上末吉(カミエヨシ)三丁目
 上末吉(カミエヨシ)四丁目
 上末吉(カミエヨシ)五丁目(一部)
 上の宮(カミミヤ)一丁目
 上の宮(カミミヤ)二丁目
 寛政町(カンセイチョウ)
 岸谷(キシヤ)一丁目
 岸谷(キシヤ)二丁目
 岸谷(キシヤ)三丁目
 岸谷(キシヤ)四丁目
 北寺尾(キタテラオ)一丁目
 北寺尾(キタテラオ)二丁目
 北寺尾(キタテラオ)三丁目(一部)
 北寺尾(キタテラオ)四丁目(一部)
 北寺尾(キタテラオ)六丁目(一部)
 北寺尾(キタテラオ)七丁目(一部)
 駒岡(コマカ)一丁目(一部)
 駒岡(コマカ)三丁目(一部)
 駒岡(コマカ)四丁目(一部)
 栄町通(サカエチョウトリ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
 汐入町(シオイチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
 獅子ヶ谷(シカヤ)一丁目(一部)
 獅子ヶ谷(シカヤ)三丁目(一部)
 下野谷町(シタノヤチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
 尻手(シッテ)一丁目
 尻手(シッテ)二丁目
 尻手(シッテ)三丁目
 下末吉(シモエヨシ)一丁目
 下末吉(シモエヨシ)二丁目
 下末吉(シモエヨシ)三丁目
 下末吉(シモエヨシ)四丁目
 下末吉(シモエヨシ)五丁目
 下末吉(シモエヨシ)六丁目
 末広町(スエヒロチョウ) 1丁目・2丁目
 菅沢町(スガサキチョウ)

諏訪坂(スヅガカ)

【鶴見区の続き】

大黒町(オホクワチヨウ)

大黒ふ頭(オホクワトウ)

大東町(オホトウチヨウ)

佃野町(ツクノチヨウ)

鶴見(ツルミ)一丁目

鶴見(ツルミ)二丁目

鶴見中央(ツルミチュウオウ)一丁目

鶴見中央(ツルミチュウオウ)二丁目

鶴見中央(ツルミチュウオウ)三丁目

鶴見中央(ツルミチュウオウ)四丁目

鶴見中央(ツルミチュウオウ)五丁目

寺谷(テラヤ)一丁目

寺谷(テラヤ)二丁目

豊岡町(トヨオカチヨウ)

仲通(ナカトウチ) 1丁目・2丁目・3丁目

生麦(ナマキ)一丁目

生麦(ナマキ)二丁目

生麦(ナマキ)三丁目

生麦(ナマキ)四丁目

生麦(ナマキ)五丁目

馬場(ウマバ)一丁目

馬場(ウマバ)二丁目

馬場(ウマバ)三丁目

馬場(ウマバ)四丁目(一部)

馬場(ウマバ)五丁目(一部)

馬場(ウマバ)六丁目(一部)

馬場(ウマバ)七丁目(一部)

浜町(ハマチヨウ) 1丁目・2丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)一丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)二丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)三丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)四丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)五丁目

東寺尾(ヒガシテラオ)六丁目

東寺尾北台(ヒガシテラオキタダ)イ

東寺尾中台(ヒガシテラオナカダ)イ

東寺尾東台(ヒガシテラオヒガシダ)イ

平安町(ヘイアンチヨウ) 1丁目・2丁目

弁天町(ヘンテンチヨウ)

本町通(ホンチヨウトウチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目

三ツ池公園(ミツイケコウエン)(一部)

向井町(ムカイチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目

元宮(モトミヤ)一丁目

元宮(モトミヤ)二丁目

矢向(ヤコウ)一丁目

矢向(ヤコウ)二丁目

矢向(ヤコウ)三丁目

矢向(ヤコウ)四丁目

矢向(ヤコウ)五丁目

矢向(ヤコウ)六丁目

【神奈川区】

青木町(アキチヨウ)

旭ヶ丘(アサヒガキ)

出田町(イズダチヨウ)

泉町(イズミチヨウ)

入江(イリエ)一丁目

入江(イリエ)二丁目

浦島丘(ウラシマカ)

浦島町(ウラシマチヨウ)

恵比須町(エビスヨウ)
大口通(オウチトウ)
【神奈川区の続き】
大口仲町(オウチナカマチ)
大野町(オノヨウ)
片倉(カタクラ)一丁目(一部)
片倉(カタクラ)二丁目(一部)
片倉(カタクラ)三丁目(一部)
片倉(カタクラ)五丁目(一部)
神奈川(カナガワ)一丁目
神奈川(カナガワ)二丁目
神奈川本町(カナガワホンヨウ)
上反町(カミタンマチ) 1丁目・2丁目
神之木台(カミキダ)イ
神之木町(カミキヨウ)
亀住町(カメズミヨウ)
神大寺(カンダシ)一丁目
神大寺(カンダシ)二丁目
神大寺(カンダシ)三丁目
神大寺(カンダシ)四丁目(一部)
桐畑(キリハタケ)
金港町(キンコウヨウ)
栗田谷(クリタヤ)
幸ヶ谷(コウガヤ)
子安台(コヤスタ)イ一丁目
子安台(コヤスタ)イ二丁目
子安通(コヤストウ) 1丁目・2丁目・3丁目
斎藤分町(サイトウブンヨウ)
栄町(サカエヨウ)
沢渡(サワタリ)
三枚町(サンマイヨウ) (一部)
白幡上町(シラハタカミヨウ)
白幡町(シラハタヨウ)
白幡仲町(シラハタナカヨウ)
白幡西町(シラハタニシヨウ)
白幡東町(シラハタヒガシヨウ)
白幡南町(シラハタミナミヨウ)
白幡向町(シラハタムカイヨウ)
新浦島町(シンウラシマヨウ) 1丁目・2丁目
新子安(シンコヤス)一丁目
新子安(シンコヤス)二丁目
新町(シンマチ)
鈴繁町(スズシゲヨウ)
台町(ダイマチ)
高島台(タカシマダ)イ
宝町(タカラヨウ)
立町(タテマチ)
反町(タンマチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
千若町(チワカヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
鶴屋町(ツルヤヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
富家町(トミヤヨウ)
鳥越(トリゴエ)
中丸(ナカマル)
七島町(ナナシマヨウ)
西大口(ニシオウチ)
西神奈川(ニシカナガワ)一丁目
西神奈川(ニシカナガワ)二丁目
西神奈川(ニシカナガワ)三丁目
西寺尾(ニシテラオ)一丁目
西寺尾(ニシテラオ)二丁目
西寺尾(ニシテラオ)三丁目
西寺尾(ニシテラオ)四丁目

二本榎(ニホエノキ)
白楽(ハクラク)
羽沢町(ハサヅチヨウ) (一部)

【神奈川区の続き】

橋本町(ハシモトチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
東神奈川(ヒガシカナガリ)一丁目
東神奈川(ヒガシカナガリ)二丁目
平川町(ヒラカワチヨウ)
広台太田町(ヒロダ イオタマチ)
二ツ谷町(フタツヤチヨウ)
星野町(ホシノチヨウ)
松ヶ丘(マツガキ)
松見町(マツミチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目(一部)・4丁目(一部)
松本町(マツモトチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
瑞穂町(ミズホチヨウ)
三ツ沢上町(ミツザウカミマチ)
三ツ沢下町(ミツザシモマチ)
三ツ沢中町(ミツザナカマチ)
三ツ沢西町(ミツザニシマチ)
三ツ沢東町(ミツザトウヒガシマチ)
三ツ沢南町(ミツザナンマチ)
守屋町(モリヤチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
山内町(ヤマノウチチヨウ)
六角橋(ロウカクハシ)一丁目
六角橋(ロウカクハシ)二丁目
六角橋(ロウカクハシ)三丁目
六角橋(ロウカクハシ)四丁目
六角橋(ロウカクハシ)五丁目(一部)
六角橋(ロウカクハシ)六丁目(一部)

【西区】

赤門町(アカモンチヨウ) 2丁目
東ヶ丘(アズマカキ)
伊勢町(イセチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
老松町(オイマツチヨウ)
岡野(オカノ)一丁目
岡野(オカノ)二丁目
霞ヶ丘(カスミガキ)
北軽井沢(キタルイザワ)
北幸(キタイワイ)一丁目
北幸(キタイワイ)二丁目
楠町(クスノキチヨウ)
久保町(クボチヨウ)
御所山町(ゴシヨヤマチヨウ)
境之谷(サカイノタニ)
桜木町(サクラギチヨウ) 4丁目・5丁目・6丁目・7丁目
浅間台(センゲンダ)
浅間町(センゲンチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
高島(タカシマ)一丁目
高島(タカシマ)二丁目
中央(チュウオウ)一丁目
中央(チュウオウ)二丁目
戸部町(トベチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目
戸部本町(トベホンチヨウ)
西戸部町(ニシトベチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
西平沼町(ニシヒラヌマチヨウ)
西前町(ニシマエチヨウ) 2丁目・3丁目
花咲町(ハナサキチヨウ) 4丁目・5丁目・6丁目・7丁目
浜松町(ハママツチヨウ)
東久保町(ヒガシクボチヨウ)
平沼(ヒラヌマ)一丁目
平沼(ヒラヌマ)二丁目

藤棚町(フジダナチヨウ) 1丁目・2丁目
みなとみらい一丁目
みなとみらい二丁目
みなとみらい三丁目

【西区の続き】

みなとみらい四丁目
みなとみらい五丁目
みなとみらい六丁目
南軽井沢(ナミカレイザワ)
南幸(ナミサイワイ)一丁目
南幸(ナミサイワイ)二丁目
南浅間町(ナミセンゲンチヨウ)
宮ヶ谷(ミヤガヤ)
宮崎町(ミヤサキチヨウ)
元久保町(モトクボチヨウ)
紅葉ヶ丘(モミジガカ)

【中区】

相生町(アイイチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
赤門町(アカモンチヨウ) 1丁目
曙町(アケボノチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
池袋(イケブクロ)
石川町(イシカワチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
伊勢佐木町(イセサキチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目
上野町(ウエノチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
打越(ウチゴシ)
内田町(ウチダチヨウ)
扇町(オキギチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
大芝台(オオシハダ)
太田町(オオタチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
大平町(オオヒラチヨウ)
翁町(オウチヨウ) 1丁目・2丁目
尾上町(オノエチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
海岸通(カイクノトチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
柏葉(カシワバ)
かもめ町(カモメチヨウ)
北方町(キタガタチヨウ) 1丁目・2丁目
北仲通(キタナカトチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
黄金町(コウゴンチヨウ) 1丁目・2丁目
寿町(コトブキチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
小港町(コミナトチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
鷺山(サギヤマ)
桜木町(サクラギチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
新港(シンコウ)一丁目
新港(シンコウ)二丁目
新山下(シンヤマシタ)一丁目
新山下(シンヤマシタ)二丁目
新山下(シンヤマシタ)三丁目
末広町(スエヒロチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
末吉町(スエヨシチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
住吉町(スミヨシチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
諏訪町(スワチヨウ)
滝之上(タキノウエ)
竹之丸(タケノマル)
立野(タテノ)
千歳町(チセチヨウ)
千鳥町(チトリチヨウ)
長者町(チヨウジヤマチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目・7丁目・8丁目・9丁目
千代崎町(チヨサキチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
塚越(ツカゴシ)
寺久保(テラクボ)
常盤町(トキワチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目

豊浦町(トヨウチヨウ)
仲尾台(ナカオダイ)
錦町(ニシキチヨウ)
西竹之丸(ニシタケノマル)
西之谷町(ニシノヤチヨウ)
【中区の続き】
日本大通(ニホンオホドオリ)
根岸旭台(ネギシアサヒダイ)
根岸加曽台(ネギシカゾウダイ)
根岸台(ネギシダイ)
根岸町(ネギシチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
野毛町(ノゲチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
羽衣町(ハコノモチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
初音町(ハツネチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
花咲町(ハナサキチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
英町(エナチヨウ)
万代町(マンダイチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
日の出町(ヒノデチヨウ) 1丁目・2丁目
福富町仲通(フクフチヨウナカドオリ)
福富町西通(フクフチヨウニシドオリ)
福富町東通(フクフチヨウヒガシドオリ)
富士見町(フジミチヨウ)
不老町(フノウチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
弁天通(ヘンテンドオリ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
蓬莱町(ホウライチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
本郷町(ホンゴウチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
本町(ホンチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
本牧荒井(ホンモクアライ)
本牧大里町(ホンモクオオサトチヨウ)
本牧三之谷(ホンモクサンノタニ)
本牧十二天(ホンモクジュウニテン)
本牧町(ホンモクチヨウ) 1丁目・2丁目
本牧原(ホンモクハラ)
本牧ふ頭(ホンモクフトリ)
本牧間門(ホンモクマカド)
本牧満坂(ホンモクマンザカ)
本牧緑ヶ丘(ホンモクキナカガキ)
本牧宮原(ホンモクミヤハラ)
本牧元町(ホンモクモトマチ)
本牧和田(ホンモクワダ)
真砂町(マサコチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
松影町(マツカゲチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
豆口台(マメグチダイ)
港町(ミナトチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目・6丁目
南仲通(ミナミナカドオリ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
南本牧(ミナミホンモク)
簗沢(ミノザリ)
宮川町(ミヤカウチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目
妙香寺台(ミョウコウジダイ)
三吉町(ミヨシチヨウ)
麦田町(アキタチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
元浜町(モトハマチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
元町(モトマチ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
矢口台(ヤクチダイ)
山下町(ヤマシタチヨウ)
山田町(ヤマダチヨウ)
山手町(ヤマテチヨウ)
大和町(ヤマトチヨウ) 1丁目・2丁目
山吹町(ヤマブキチヨウ)
山元町(ヤマモトチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
弥生町(ヤヨイチヨウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
横浜公園(ヨコハマコウエン)

吉田町(ヨシダマチ)
吉浜町(ヨシハマチョウ)
若葉町(ワカハチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
和田山(ワダヤマ)

【南区】

井土ヶ谷上町(イトカヤカミマチ)
井土ヶ谷下町(イトカヤシモマチ)
井土ヶ谷中町(イトカヤナカマチ)
浦舟町(ウラフネチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
永楽町(エイラクチョウ) 1丁目・2丁目
榎町(エノキチョウ) 1丁目・2丁目
大岡(オオオカ)一丁目
大岡(オオオカ)二丁目
大岡(オオオカ)三丁目
大岡(オオオカ)四丁目
大岡(オオオカ)五丁目
大橋町(オオハシチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
庚台(カノエダイ)
唐沢(カラザリ)
共進町(キョウシンチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
弘明寺町(クニミヨウジチョウ)
山王町(サンノウチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
山谷(サンヤ)
清水ヶ丘(シミスガカ)
宿町(シュクチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
白金町(シロカネチョウ) 1丁目・2丁目
白妙町(シロタエチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
新川町(シンカワチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
高砂町(タカサゴチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
高根町(タカネチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
通町(トウチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
中里(ナカサト)一丁目
中里(ナカサト)二丁目
中里(ナカサト)三丁目
中里(ナカサト)四丁目
中里町(ナカサトチョウ)
中島町(ナカシマチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
永田北(ナカノキタ)一丁目(一部)
永田北(ナカノキタ)二丁目
永田北(ナカノキタ)三丁目(一部)
永田山王台(ナカノキタノウエ)
永田台(ナカノキタ)
永田東(ナカノキタノヒガシ)一丁目
永田東(ナカノキタノヒガシ)二丁目
永田東(ナカノキタノヒガシ)三丁目(一部)
永田南(ナカノキタノミナミ)一丁目
永田南(ナカノキタノミナミ)二丁目
永田みなみ台(ナカノキタノミナミ)
中村町(ナカムラチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
西中町(ニシナカチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
八幡町(ハチマンチョウ)
花之木町(ハナノキチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目
日枝町(ヒエチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
東蒔田町(ヒガシマイトマチ)
伏見町(フシミチョウ)
二葉町(フタハチョウ) 1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
平楽(ヘイラク)
別所(ヘッショ)一丁目
別所(ヘッショ)二丁目
別所(ヘッショ)三丁目

別所(べっしょ)四丁目
別所(べっしょ)五丁目
別所(べっしょ)六丁目
別所(べっしょ)七丁目(一部)
別所中里台(べっしょなかざとだて)
堀ノ内町(くりのちちやう)1丁目・2丁目
蒔田町(まいたちやう)

【南区の続き】

前里町(まえばちちやう)1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
真金町(まがねちやう)1丁目・2丁目
万世町(まんせいちやう)1丁目・2丁目
南太田(みなおだ)一丁目
南太田(みなおだ)二丁目
南太田(みなおだ)三丁目
南太田(みなおだ)四丁目
南吉田町(みなよしだちやう)1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
三春台(さんはるだて)
宮元町(みやもとちやう)1丁目・2丁目・3丁目・4丁目
六ツ川(むつがわ)一丁目
六ツ川(むつがわ)二丁目(一部)
六ツ川(むつがわ)三丁目(一部)
睦町(むつちやう)1丁目・2丁目
吉野町(よしのちやう)1丁目・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目
若宮町(わかみやちやう)1丁目・2丁目・3丁目・4丁目

【港南区】

大久保(おおくぼ)一丁目
大久保(おおくぼ)二丁目
大久保(おおくぼ)三丁目(一部)
上大岡西(かみおおかにし)一丁目
上大岡西(かみおおかにし)二丁目
上大岡西(かみおおかにし)三丁目
上大岡東(かみおおかひがし)一丁目
上大岡東(かみおおかひがし)二丁目
上大岡東(かみおおかひがし)三丁目
港南(こうなん)一丁目
港南(こうなん)二丁目(一部)
港南(こうなん)三丁目(一部)
港南(こうなん)四丁目
港南(こうなん)五丁目
港南(こうなん)六丁目
港南台(こうなんだて)一丁目
港南台(こうなんだて)二丁目
港南台(こうなんだて)三丁目
港南台(こうなんだて)四丁目
港南台(こうなんだて)五丁目
港南台(こうなんだて)六丁目
港南台(こうなんだて)七丁目
港南台(こうなんだて)八丁目(一部)
港南台(こうなんだて)九丁目(一部)
港南中央通(こうなんちゆうおうどおち)
最戸(さいと)一丁目
最戸(さいと)二丁目
笹下(ささげ)一丁目
笹下(ささげ)二丁目
笹下(ささげ)三丁目
笹下(ささげ)四丁目
笹下(ささげ)五丁目
笹下(ささげ)六丁目
笹下(ささげ)七丁目
芹が谷(せりがや)一丁目(一部)
野庭町(のへちやう)(一部)

東芹が谷(ヒガシケガヤ) (一部)
東永谷(ヒガシカガヤ)一丁目(一部)
日野(ヒノ)一丁目
日野(ヒノ)二丁目(一部)
日野(ヒノ)三丁目(一部)
日野(ヒノ)四丁目(一部)
日野(ヒノ)五丁目
日野(ヒノ)六丁目(一部)

【港南区の続き】

日野(ヒノ)七丁目(一部)
日野(ヒノ)八丁目(一部)
日野(ヒノ)九丁目(一部)
日野中央(ヒノチュウオウ)一丁目
日野中央(ヒノチュウオウ)二丁目
日野中央(ヒノチュウオウ)三丁目
日野南(ヒノミナミ)一丁目
日野南(ヒノミナミ)二丁目
日野南(ヒノミナミ)三丁目
日野南(ヒノミナミ)四丁目
日野南(ヒノミナミ)五丁目
日野南(ヒノミナミ)六丁目(一部)

【保土ケ谷区】

新井町(アライチョウ)(一部)
岩井町(イライチョウ)(一部)
岡沢町(オカサワチョウ)
釜台町(カマダ イチョウ) (一部)
鎌谷町(カマヤチョウ)
上菅田町(カミスケ タチョウ)(一部)
上星川(カミホシカワ)一丁目
上星川(カミホシカワ)二丁目
上星川(カミホシカワ)三丁目
狩場町(カハバ チョウ)(一部)
川島町(カワシマチョウ)(一部)
川辺町(カワヘ チョウ)
神戸町(コウベ チョウ)(一部)
坂本町(サカモトチョウ)
桜ヶ丘(サクラガ 丘)一丁目(一部)
桜ヶ丘(サクラガ 丘)二丁目(一部)
新桜ヶ丘(シンサクラガ 丘)二丁目(一部)
瀬戸ヶ谷町(セトガ ヤチョウ)(一部)
月見台(ツキミダ イ)(一部)
天王町(テンノウチョウ) 1 丁目・ 2 丁目(一部)
常盤台(トキワダ イ)(一部)
西久保町(ニシクボ チョウ)(一部)
西谷町(ニシヤマチ)(一部)
花見台(ハナミダ イ)(一部)
東川島町(ヒガシカワシマチョウ)
仏向町(ブツコウチョウ)(一部)
星川(ホシカワ)一丁目
星川(ホシカワ)二丁目
星川(ホシカワ)三丁目
峰岡町(ミネオカチョウ) 1 丁目・ 2 丁目・ 3 丁目
峰沢町(ミネサワチョウ)(一部)
宮田町(ミヤタチョウ) 1 丁目・ 2 丁目・ 3 丁目
明神台(ミヨウジンダ イ)
和田(ワダ)一丁目
和田(ワダ)二丁目

【旭区】

市沢町(イチサワチョウ)(一部)
川島町(カワシマチョウ)(一部)

左近山(サコヤマ)(一部)
白根(シラネ)一丁目(一部)
白根(シラネ)二丁目(一部)
白根(シラネ)七丁目(一部)
白根(シラネ)八丁目(一部)
鶴ヶ峰(ツルガミ)二丁目(一部)
中白根(ナシラネ)四丁目(一部)
西川島町(ニシカワシマチョウ)(一部)

【磯子区】

磯子(イソゴ)一丁目
磯子(イソゴ)二丁目
磯子(イソゴ)三丁目
磯子(イソゴ)四丁目
磯子(イソゴ)五丁目
磯子(イソゴ)六丁目
磯子(イソゴ)七丁目
磯子(イソゴ)八丁目
磯子台(イソゴダ イ)
鳳町(オトリチョウ)
岡村(オカムラ)一丁目
岡村(オカムラ)二丁目
岡村(オカムラ)三丁目
岡村(オカムラ)四丁目
岡村(オカムラ)五丁目
岡村(オカムラ)六丁目
岡村(オカムラ)七丁目
岡村(オカムラ)八丁目
上町(カミチョウ)
上中里町(カミカサトチョウ)(一部)
栗木(クリキ)一丁目
栗木(クリキ)二丁目
栗木(クリキ)三丁目(一部)
坂下町(サカシタチョウ)
汐見台(シホミダ イ) 1 丁目・2 丁目・3 丁目
下町(シモチョウ)
新磯子町(シンイソゴチョウ)
新杉田町(シンスキタチョウ)
新中原町(シンナカハラチョウ)
新森町(シンモリチョウ)
杉田(スキタ)一丁目
杉田(スキタ)二丁目
杉田(スキタ)三丁目
杉田(スキタ)四丁目
杉田(スキタ)五丁目
杉田(スキタ)六丁目
杉田(スキタ)七丁目
杉田(スキタ)八丁目
杉田(スキタ)九丁目(一部)
杉田坪呑(スキタツボノミ)
滝頭(タキガシラ)一丁目
滝頭(タキガシラ)二丁目
滝頭(タキガシラ)三丁目
田中(タナカ)一丁目
田中(タナカ)二丁目
中浜町(ナカハマチョウ)
中原(ナカハラ)一丁目
中原(ナカハラ)二丁目
中原(ナカハラ)三丁目
中原(ナカハラ)四丁目
西町(ニシチョウ)
馬場町(ババチョウ)

原町(ハラマチ)
東町(ヒガシチョウ)
久木町(ヒサキチョウ)
氷取沢町(ヒトリザワチョウ)(一部)
広地町(ヒロチチョウ)
丸山(マルヤマ)一丁目
丸山(マルヤマ)二丁目
峰町(ミネヨウ)(一部)
森(モリ)一丁目
森(モリ)二丁目

【磯子区の続き】

森(モリ)三丁目
森(モリ)四丁目
森(モリ)五丁目
森(モリ)六丁目
森が丘(モリガキ)一丁目
森が丘(モリガキ)二丁目
洋光台(ヨウコウダイ)一丁目
洋光台(ヨウコウダイ)二丁目
洋光台(ヨウコウダイ)三丁目
洋光台(ヨウコウダイ)四丁目
洋光台(ヨウコウダイ)五丁目
洋光台(ヨウコウダイ)六丁目(一部)

【金沢区】

朝比奈町(アサヒナチョウ)(一部)
海の公園(ウミノコウエン)
大川(オオカワ)(一部)
乙舳町(オツモチョウ)
片吹(カタフキ)(一部)
金沢町(カナザワチョウ)(一部)
釜利谷東(カマリヤヒガシ)二丁目(一部)
釜利谷東(カマリヤヒガシ)三丁目(一部)
釜利谷東(カマリヤヒガシ)四丁目(一部)
幸浦(サチウラ)一丁目
幸浦(サチウラ)二丁目
柴町(シバチョウ)(一部)
昭和町(シヨウワチョウ)
白帆(シラホ)
洲崎町(スサキチョウ)
瀬戸(セト)(一部)
大道(ダイトウ)一丁目(一部)
大道(ダイトウ)二丁目(一部)
泥亀(デイカメ)一丁目(一部)
泥亀(デイカメ)二丁目
寺前(テラマエ)一丁目
寺前(テラマエ)二丁目
富岡西(トミカニシ)一丁目
富岡西(トミカニシ)二丁目
富岡西(トミカニシ)三丁目
富岡西(トミカニシ)四丁目
富岡西(トミカニシ)五丁目
富岡西(トミカニシ)六丁目
富岡西(トミカニシ)七丁目
富岡東(トミカヒガシ)一丁目
富岡東(トミカヒガシ)二丁目
富岡東(トミカヒガシ)三丁目
富岡東(トミカヒガシ)四丁目
富岡東(トミカヒガシ)五丁目
富岡東(トミカヒガシ)六丁目
鳥浜町(トリハマチョウ)
長浜(ナガハマ)(一部)

長浜(ナガハマ)一丁目
長浜(ナガハマ)二丁目(一部)
並木(ナミキ)一丁目
並木(ナミキ)二丁目
並木(ナミキ)三丁目
西柴(ニシバ)一丁目(一部)
西柴(ニシバ)二丁目(一部)
西柴(ニシバ)四丁目(一部)
能見台(ノケンダエ)一丁目
能見台(ノケンダエ)二丁目
能見台(ノケンダエ)三丁目

【金沢区の続き】

能見台(ノケンダエ)四丁目
能見台(ノケンダエ)五丁目(一部)
能見台(ノケンダエ)六丁目(一部)
能見台通(ノケンダエトオリ)
能見台東(ノケンダエヒガシ)
能見台森(ノケンダエイモリ)(一部)
野島町(ノノマチョウ)
八景島(ハツケイジマ)
東朝比奈(ヒガシアサヒナ)一丁目(一部)
東朝比奈(ヒガシアサヒナ)三丁目(一部)
平潟町(ヒラガタチョウ)
福浦(フクウラ)一丁目
福浦(フクウラ)二丁目
福浦(フクウラ)三丁目
堀口(ホリグチ)
町屋町(マチヤチョウ)
六浦(ムツウラ)一丁目
六浦(ムツウラ)二丁目(一部)
六浦(ムツウラ)三丁目(一部)
六浦(ムツウラ)四丁目
六浦(ムツウラ)五丁目(一部)
六浦東(ムツウラヒガシ)一丁目
六浦東(ムツウラヒガシ)二丁目(一部)
六浦東(ムツウラヒガシ)三丁目(一部)
六浦南(ムツウラミナミ)一丁目(一部)
六浦南(ムツウラミナミ)二丁目(一部)
谷津町(ヤツチョウ)(一部)
柳町(ヤナギチョウ)

【港北区】

菊名(キクナ)一丁目(一部)
菊名(キクナ)二丁目(一部)
菊名(キクナ)三丁目(一部)
菊名(キクナ)四丁目(一部)
菊名(キクナ)五丁目(一部)
篠原台町(シノハラダエイマチ)
篠原町(シノハラチョウ)(一部)
篠原西町(シノハラニシチョウ)(一部)
篠原東(シノハラヒガシ)一丁目(一部)
篠原東(シノハラヒガシ)二丁目(一部)
仲手原(ナカテハラ)一丁目(一部)
仲手原(ナカテハラ)二丁目(一部)

【緑区】

解除区域なし

【青葉区】

解除区域なし

【都筑区】

解除区域なし

【戸塚区】

解除区域なし

【栄区】

上郷町(カミゴウチョウ)(一部)

【泉区】

解除区域なし

【瀬谷区】

解除区域なし

●計画対象降雨（30年確率）

時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)
0	0-10	2.6	6	0-10	4.7	12	0-10	91.4	18	0-10	4.5
	10-20	2.6		10-20	4.8		10-20	55.8		10-20	4.4
	20-30	2.6		20-30	4.9		20-30	40.5		20-30	4.3
	30-40	2.7		30-40	5.1		30-40	31.9		30-40	4.2
	40-50	2.7		40-50	5.2		40-50	26.4		40-50	4.1
	50-60	2.7		50-60	5.3		50-60	22.5		50-60	4.1
1	0-10	2.8	7	0-10	5.5	13	0-10	19.7	19	0-10	4.0
	10-20	2.8		10-20	5.7		10-20	17.5		10-20	3.9
	20-30	2.9		20-30	5.9		20-30	15.7		20-30	3.8
	30-40	2.9		30-40	6.0		30-40	14.3		30-40	3.8
	40-50	2.9		40-50	6.3		40-50	13.2		40-50	3.7
	50-60	3.0		50-60	6.5		50-60	12.2		50-60	3.6
2	0-10	3.0	8	0-10	6.7	14	0-10	11.3	20	0-10	3.6
	10-20	3.1		10-20	7.0		10-20	10.6		10-20	3.5
	20-30	3.1		20-30	7.3		20-30	10.0		20-30	3.4
	30-40	3.2		30-40	7.6		30-40	9.4		30-40	3.4
	40-50	3.2		40-50	7.9		40-50	8.9		40-50	3.3
	50-60	3.3		50-60	8.3		50-60	8.5		50-60	3.3
3	0-10	3.3	9	0-10	8.7	15	0-10	8.1	21	0-10	3.2
	10-20	3.4		10-20	9.2		10-20	7.7		10-20	3.2
	20-30	3.4		20-30	9.7		20-30	7.4		20-30	3.1
	30-40	3.5		30-40	10.3		30-40	7.1		30-40	3.1
	40-50	3.5		40-50	11.0		40-50	6.8		40-50	3.0
	50-60	3.6		50-60	11.7		50-60	6.6		50-60	3.0
4	0-10	3.7	10	0-10	12.7	16	0-10	6.4	22	0-10	3.0
	10-20	3.7		10-20	13.7		10-20	6.1		10-20	2.9
	20-30	3.8		20-30	15.0		20-30	5.9		20-30	2.9
	30-40	3.9		30-40	16.6		30-40	5.8		30-40	2.8
	40-50	3.9		40-50	18.5		40-50	5.6		40-50	2.8
	50-60	4.0		50-60	21.0		50-60	5.4		50-60	2.8
5	0-10	4.1	11	0-10	24.3	17	0-10	5.3	23	0-10	2.7
	10-20	4.2		10-20	28.9		10-20	5.1		10-20	2.7
	20-30	4.3		20-30	35.7		20-30	5.0		20-30	2.7
	30-40	4.4		30-40	46.9		30-40	4.9		30-40	2.6
	40-50	4.5		40-50	69.1		40-50	4.7		40-50	2.6
	50-60	4.6		50-60	141.6		50-60	4.6		50-60	2.6

中央集中左右型ハイトグラフ

降雨強度式

$$I = \frac{2,731}{t^{0.77} + 13.4}$$

●計画対象降雨（10年確率）

時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)	時	分	降雨量 (mm/hr)
0	0-10	2.8	6	0-10	4.8	12	0-10	69.6	18	0-10	4.6
	10-20	2.9		10-20	4.9		10-20	42.4		10-20	4.5
	20-30	2.9		20-30	5.0		20-30	31.4		20-30	4.5
	30-40	2.9		30-40	5.1		30-40	25.3		30-40	4.4
	40-50	3.0		40-50	5.2		40-50	21.3		40-50	4.3
	50-60	3.0		50-60	5.4		50-60	18.5		50-60	4.2
1	0-10	3.0	7	0-10	5.5	13	0-10	16.5	19	0-10	4.1
	10-20	3.1		10-20	5.6		10-20	14.9		10-20	4.1
	20-30	3.1		20-30	5.8		20-30	13.6		20-30	4.0
	30-40	3.1		30-40	6.0		30-40	12.5		30-40	3.9
	40-50	3.2		40-50	6.1		40-50	11.6		40-50	3.9
	50-60	3.2		50-60	6.3		50-60	10.9		50-60	3.8
2	0-10	3.3	8	0-10	6.5	14	0-10	10.2	20	0-10	3.8
	10-20	3.3		10-20	6.7		10-20	9.7		10-20	3.7
	20-30	3.3		20-30	7.0		20-30	9.2		20-30	3.7
	30-40	3.4		30-40	7.2		30-40	8.7		30-40	3.6
	40-50	3.4		40-50	7.5		40-50	8.3		40-50	3.6
	50-60	3.5		50-60	7.8		50-60	8.0		50-60	3.5
3	0-10	3.5	9	0-10	8.2	15	0-10	7.7	21	0-10	3.5
	10-20	3.6		10-20	8.5		10-20	7.4		10-20	3.4
	20-30	3.6		20-30	9.0		20-30	7.1		20-30	3.4
	30-40	3.7		30-40	9.4		30-40	6.9		30-40	3.3
	40-50	3.7		40-50	9.9		40-50	6.6		40-50	3.3
	50-60	3.8		50-60	10.6		50-60	6.4		50-60	3.2
4	0-10	3.9	10	0-10	11.2	16	0-10	6.2	22	0-10	3.2
	10-20	3.9		10-20	12.1		10-20	6.0		10-20	3.2
	20-30	4.0		20-30	13.0		20-30	5.9		20-30	3.1
	30-40	4.0		30-40	14.2		30-40	5.7		30-40	3.1
	40-50	4.1		40-50	15.6		40-50	5.6		40-50	3.1
	50-60	4.2		50-60	17.4		50-60	5.4		50-60	3.0
5	0-10	4.3	11	0-10	19.8	17	0-10	5.3	23	0-10	3.0
	10-20	4.3		10-20	23.1		10-20	5.2		10-20	3.0
	20-30	4.4		20-30	27.9		20-30	5.1		20-30	2.9
	30-40	4.5		30-40	35.9		30-40	4.9		30-40	2.9
	40-50	4.6		40-50	52.2		40-50	4.8		40-50	2.9
	50-60	4.7		50-60	116.0		50-60	4.7		50-60	2.8

中央集中左右型ハイエトグラフ
降雨強度式

$$I = \frac{1,452}{t^{0.70} + 7.5}$$

「横浜市開発事業の調整等に関する条例」第18条第2項第5号の【基準】に規定する雨水流出抑制施設の「雨水浸透ます及び雨水浸透管の換算貯留量」は以下の通りとします。

(換算貯留量の算定にあたり k_0 を0.05m/hrとした場合)

なお、これによらない場合は、別途、計算により求めるものとします。

別表－3

●施設の換算貯留量

種 別	ます径	h (m)	K_f 値 比浸透量 (m^2)	空隙貯留量 (m^3)	k_0 飽和透水係数 (m/hr)	浸透時間 (hr)	浸透量 (m^3 /個)	換算貯留 量 (m^3 /個)
雨水浸透ます 設計空隙率40%	φ 300	0.15	3.70	0.0540	0.05	1.0	0.150	0.20
	φ 300	0.20	3.99	0.0606	0.05	1.0	0.161	0.22
	φ 300	0.25	4.28	0.0673	0.05	1.0	0.174	0.24
	φ 300	0.30	4.59	0.0740	0.05	1.0	0.186	0.26
	φ 300	0.35	4.90	0.0807	0.05	1.0	0.198	0.28
	φ 300	0.40	5.21	0.0873	0.05	1.0	0.211	0.30
	φ 360	0.15	4.02	0.0669	0.05	1.0	0.163	0.23
	φ 360	0.20	4.33	0.0755	0.05	1.0	0.175	0.25
	φ 360	0.25	4.65	0.0841	0.05	1.0	0.188	0.27
	φ 360	0.30	4.97	0.0927	0.05	1.0	0.201	0.29
	φ 360	0.35	5.30	0.1013	0.05	1.0	0.215	0.32
	φ 360	0.40	5.64	0.1099	0.05	1.0	0.228	0.34
	φ 450	0.15	5.80	0.1438	0.05	1.0	0.235	0.38
	φ 450	0.20	6.20	0.1609	0.05	1.0	0.251	0.41
	φ 450	0.25	6.61	0.1780	0.05	1.0	0.268	0.45
	φ 450	0.30	7.03	0.1951	0.05	1.0	0.285	0.48
	φ 450	0.35	7.45	0.2123	0.05	1.0	0.302	0.51
φ 450	0.40	7.89	0.2294	0.05	1.0	0.319	0.55	
接続雨水浸透ます	φ 450	0.25	5.47	0.1398	0.05	1.0	0.221	0.36

※雨水浸透ますについては、「横浜市排水設備要覧」参照

※接続雨水浸透ますについては、「横浜市下水道設計標準図」参照

種 別	W (m)	H (m)	K_f 値 比浸透量 (m^2)	空隙貯留量 (m^3)	k_0 飽和透水係数 (m/hr)	浸透時間 (hr)	浸透量 (m^3 /m)	換算貯留 量 (m^3 /m)	
浸透管 設計空隙率40%	φ 100	0.30	0.40	2.32	0.0527	0.05	1.0	0.094	0.15
	φ 100	0.30	0.45	2.47	0.0587	0.05	1.0	0.100	0.16
	φ 100	0.40	0.40	2.45	0.0687	0.05	1.0	0.099	0.17
	φ 100	0.40	0.45	2.60	0.0767	0.05	1.0	0.105	0.18
	φ 150	0.35	0.45	2.54	0.0736	0.05	1.0	0.103	0.18
	φ 150	0.35	0.50	2.69	0.0806	0.05	1.0	0.109	0.19
	φ 150	0.45	0.45	2.67	0.0916	0.05	1.0	0.108	0.20
	φ 150	0.45	0.50	2.83	0.1006	0.05	1.0	0.114	0.22
	φ 200	0.40	0.50	2.76	0.0988	0.05	1.0	0.112	0.21
	φ 200	0.40	0.55	2.91	0.1068	0.05	1.0	0.118	0.22
	φ 200	0.50	0.50	2.89	0.1188	0.05	1.0	0.117	0.24
	φ 200	0.50	0.55	3.05	0.1288	0.05	1.0	0.123	0.25